

第V章 保存管理

第V章 保存管理

1. 保存管理の基本方針

(1) 佐渡金銀山遺跡の特徴・価値

史跡佐渡金銀山遺跡の価値については、第II章4で述べているが、遺跡の現状やそれを取りまく環境、指定状況等を踏まえて、その特徴・価値をまとめると以下ようになる。

・我が国を代表する金銀山遺跡であることを示す遺構や文化遺産と、これらを包含する文化的景観が史跡指定地及び周辺域に良好に残る

○国内のみならず東アジアの鉱山開発にも影響を与えた、鉱山技術と鉱山経営の変遷を示す遺構群が集合体として残存する

- ・中世末～近世の遺構として、露頭掘りによる採掘跡、測量・採掘技術を駆使した坑道遺構、選鉱、製錬、貨幣鑄造といった金銀生産の一連の工程、それらに関わった人々の生活の跡を示す遺構が総体として残る。
- ・近代には、採鉱、選鉱、製錬の各工程において稼働した中心的な施設のほか、各工程への動力供給、物資の運搬に関わった鉱山技術のシステムを構成する各要素が一部ではなく施設群として残る。

○鉱脈・鉱石という大地の恵みを400年以上にわたって利用した先人の多様な痕跡が有機的に関連しながら、豊かな自然と人々の生活の中で息づいている

- ・金銀山の発見・金銀生産に伴い、人と物の交流が活発に行われ、採掘痕とともに今も鉱脈が観察できる露岩をはじめとして、初期鉱山集落跡のテラスなどの遺構が、山間に自然と溶け合うように遺存する。一方で金銀山開発を契機として計画的な町づくりが行われ、現在もなお鉱山都市としての歴史的な面影を残す相川市街地や、操業時の様子を今に伝える鉱山関連の近代の建造物群などの金銀山に関連する文化遺産・歴史的景観が良好に残る。
- ・豊かな金銀脈を内包する山間部と、それに連なる海岸段丘上および海岸部の帯状の平地といった自然条件と、中近世～近代にかけての金銀生産を中心とした生産・流通等経済、政治、生活や信仰関連の遺跡が密接に関連し、濁川流域に有機的に連続する形で残存する。

(2) 保存管理の基本方針

我が国を代表する金銀山遺跡である史跡佐渡金銀山遺跡を適切に保存し、後世に継承するために、保存管理の原則と基本方針を以下のように設定する。

<保存管理の原則>

○史跡佐渡金銀山遺跡の保存を原則とする

○史跡佐渡金銀山遺跡の特徴・価値と構成要素を踏まえた保存管理を行う

<保存管理の基本方針>

ア. 史跡佐渡金銀山遺跡及び周辺環境を構成する要素の特定

佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素を、「史跡を構成する本質的な要素」と、「その他の要素」に特定・区分する。また史跡の保存に密接に関わる周辺環境を構成する主要な要素についても特定する。

イ. 史跡佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素毎の保存管理方法の提示

史跡を構成する諸要素毎に適切な保存管理の方法を示す。特に当該指定地内は、中近世から近代にわたる多様な要素が遺存するため、現存遺構の構造・素材の保存状況等にも配慮しながら、要素の性質、現状等に応じた保存管理を行う。

特に近代の建造物を構成するコンクリート・鉄については、現時点では保存・修復の方法が確立されていないため、早急に応急的な保存措置を行う建造物を特定する作業と並行して、環境や部材に応じたモニタリング計画を立案し、観察結果と各種調査研究に基づいて修理方法を選定する。

ウ. 地区に応じた保存管理と現状変更等の取扱基準の提示

史跡指定地は、海岸部から内陸の山間部にかけて点在する形で分布しており、立地条件や所有状況、遺構の性質等も異なるため、地区に応じた保存管理の方法を示すとともに、今後指定地内で予想される各種現状変更等の行為についての取扱基準を示す。

エ. 史跡の周辺環境の保全と追加指定等の検討

史跡指定地と関連する周辺域の環境保全の方向性と周辺に分布する関連遺跡の追

加指定等による保護策を検討する。

オ. 保存を前提とした活用の推進

史跡としての価値の保存を前提として、価値の顕在化や普及のために必要な活用策を推進する。佐渡金銀山遺跡は佐渡市を代表する観光資源であり、世界遺産暫定一覧表に記載されたことで、今後はさらに国内外からの多くの観光客が訪れることが予想される。そのため、来訪者の管理も念頭においた整備と活用策を検討する。

カ. 円滑な管理運営に向けての体制整備

史跡の管理団体である佐渡市は、地域住民や所有者、管理者など関係機関等との連携による円滑な保存管理と整備活用を実施するために必要な体制整備を図る。特に近代遺跡の大半は鉱業法に基づく鉱山施設の管理者であり、土地所有者でもある(株)ゴールデン佐渡が公開を含めた管理運営を行っているため、史跡の管理団体である佐渡市との役割分担等による円滑な管理運営を行う。

キ. 総合的な調査の推進

史跡指定地及び周辺域のみならず広く佐渡島内に遺存する佐渡金銀山遺跡の内容等を把握し、必要な保存管理策を講じるためにも、関連する遺跡の分布状況や性質等の把握を目的に、絵図などの歴史資料も含めた総合的な調査を継続的に推進する。

2. 保存管理

(1) 構成要素の特定

① 史跡の構成要素

史跡の保存管理とは、史跡が有する本質的価値と構成要素を特定し、それらを適切に保存・管理することである。史跡の保存すべき本質的価値とは、「史跡指定地内の土地に存在する遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」である。

史跡佐渡金銀山遺跡における本質的価値とは、国の指定基準に照らすと、金銀生産に関わる生産活動関連遺跡・政治関連遺跡、金銀生産・経済等の活動に関わった人々の信仰関連遺跡・墳墓及び碑といった、土地と一体となったこれらの遺跡を構成する遺構等である。これが史跡を構成する本質的価値を構成する枢要の諸要素（以下「本質的価値を構成する諸要素」という）であり、その他の要素は本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素（以下「その他の諸要素」という）に区分できる。その他の諸要素には、遺構の保存施設や活用施設といった史跡の保護に有効な要素と、史跡と直接関連しない施設などがある。

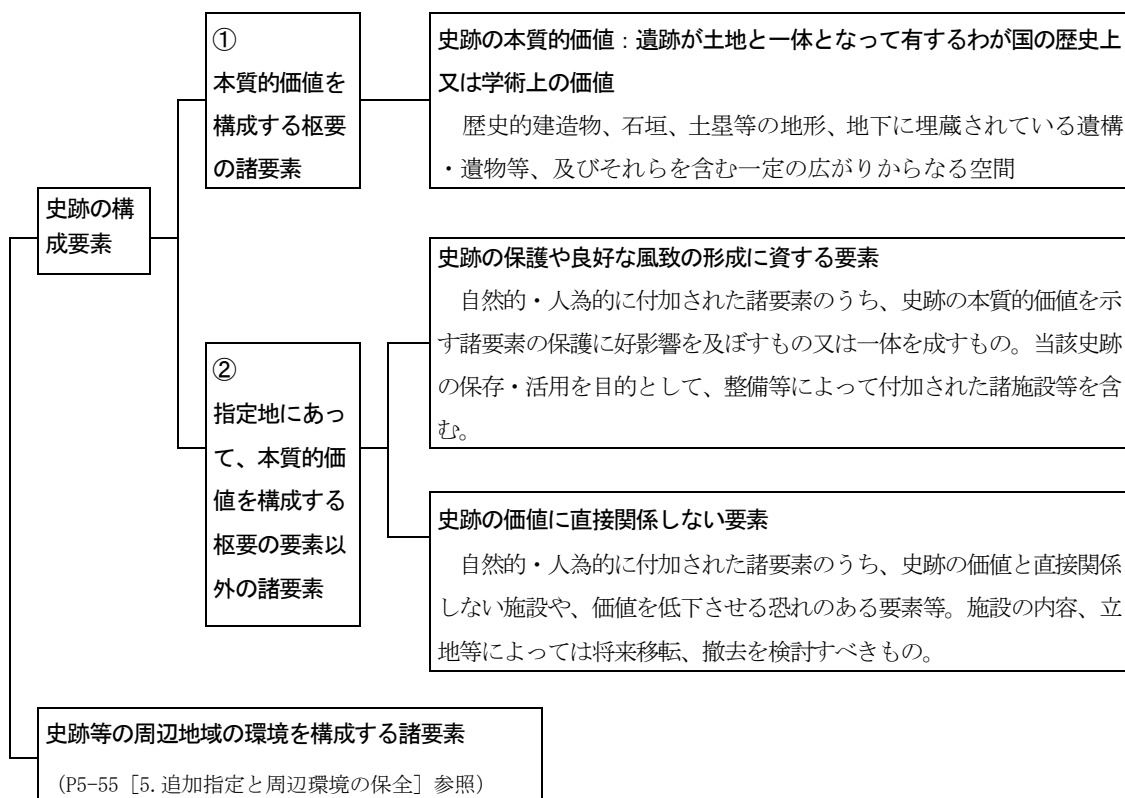


図 5-1 史跡等の構成要素図

(「史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー」図・総 3-2、3-8 より 一部編集)

② 史跡佐渡金銀山遺跡を構成する要素

佐渡金銀山遺跡の史跡指定地を構成する要素を、①で示した「本質的価値を構成する諸要素」「その他の諸要素」といった観点でまとめたものが以下の図である。

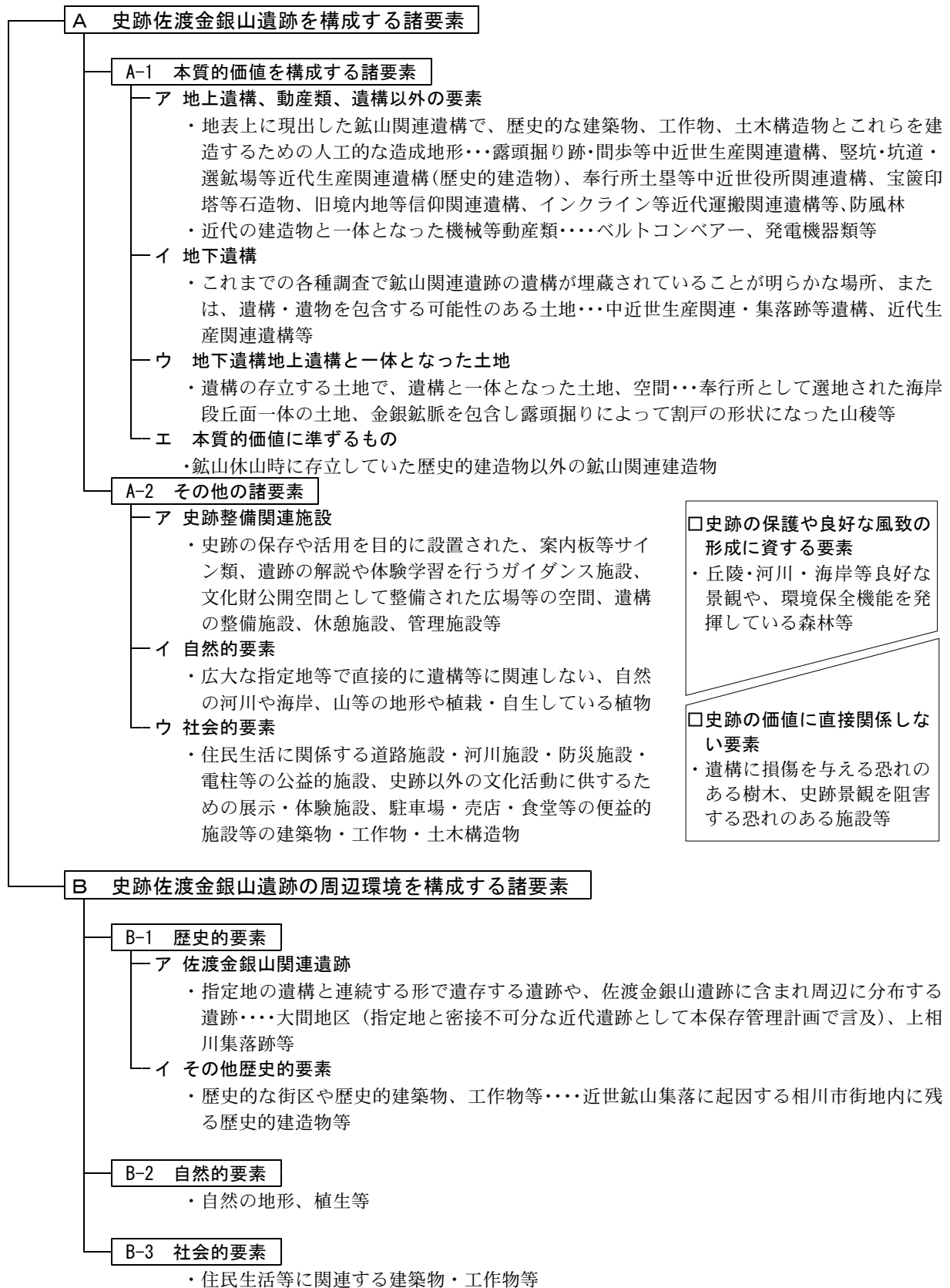


図5-2 史跡佐渡金銀山遺跡と周辺環境の構成要素図

＜本質的価値を構成する諸要素＞

[P5-5 図 5-2 A-1 参照]

地上遺構・地下遺構・遺構と一体となった土地、遺構以外の要素

史跡佐渡金銀山遺跡における本質的価値を構成する諸要素は、図5-2に示したように、長い期間にわたって営まれてきた鉱山（金銀山）に関わる人々の生産活動の痕跡である。地表上に露出した鉱脈を直接掘り取った露頭掘り跡はもとより、地下に埋蔵されている遺構や近代の歴史的建造物も全て土地と一体となったものであり、地上遺構※・地下遺構※と、それらを含む一定の広がりのある空間（土地）が、史跡の本質的価値を構成する諸要素となる。

その他遺構以外としては、佐渡奉行所跡の海岸段丘斜面にみられるクロマツ林があげられる。これは奉行所の防風林として歴史的に維持管理されてきたものであり、奉行所と一体として捉えられるものである。

近代遺跡に関連する動産類

近代遺跡の多くは機械類を設置・収納する覆屋として建設されており、現在も建造物内部に機械・設備類が残存するものがある。これら動産類は建造物と一体的に機能し、文化財としての価値を高めるものであることから、これらも本質的価値として捉えるものとする。なお、機械・設備類については今後詳細な調査を実施し、より確かな価値づけを行うものとする。

本質的価値に準ずるもの

近代遺跡として史跡指定の対象となる遺跡の時期については、概ね幕末期から第二次世界大戦終結(1945年)頃までとされている。佐渡金銀山遺跡の近代遺跡を構成する歴史的建造物群は、明治時代初期から昭和10年代にかけて建造されたもので、建設後半世紀以上を経過しており、史跡としての価値のみならず、建造物そのものとしても意匠や技術・歴史的な面からも高い価値を有しているものが多い。一方、佐渡金銀山は平成元年(1989)に休山するまで稼働していた鉱山であり、戦後の建造物である鉱山事務所や倉庫等も操業当時の姿を留める施設として現在も残されている。これらは佐渡金銀山の歴史の物証として価値を有するものであることから、プレハブ等簡易な建造物も、鉱山施設を構成する要素として、本質的価値に準ずるものとして区分するものとする。これら戦後の建造物については、個々の歴史的経緯や機能等によって、今後の取扱いを判断する必要がある。

保存管理の主体

これら本質的価値を構成する諸要素及び本質的価値に準ずるものについては、史跡の管理団体である佐渡市が行うものとし、必要に応じて歴史的建造物等の所有者・管理者が協力・連携することを求める。

※本保存管理計画では、地上遺構とは、地上に現出している遺構または地表面の凹凸等で、遺構の形状等が確認できるものとする。鉱山遺跡における間歩・坑道の場合は、現在も坑口等が開口しており、遺構の状況が一定の範囲で確認できるものを地上遺構とする。坑口などが埋没して、内部が確認出来ないものは地下遺構とする。坑口附近が露出しているも内部が埋没しているものは、地上及び地下遺構とする。

＜その他の諸要素＞

[P5-5 図5-2 A-2 参照]

その他の諸要素の区分・史跡整備関連施設

広大な面積を有する史跡や多様な土地利用がなされている史跡においては、本質的価値を構成する諸要素以外のその他の諸要素もみられる。史跡佐渡金銀山遺跡におけるその他の諸要素については、図5-2に示したように、佐渡奉行所跡に代表される史跡の保存と活用を目的として整備された遺構の整備施設や解説施設等を「史跡整備関連施設」とし、史跡整備関連施設以外の要素を「自然的要素」と「社会的要素」に区分した。さらにこれらを「史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素」と「史跡の価値に直接関係しない要素」といった史跡の保護の観点からみると、史跡整備関連施設は、史跡の保護に有効な要素となる。

自然的要素

自然的要素では、丘陵・河川・海岸等の良好な景観は、本質的要素とともにあって歴史的な風致の形成に資するものといえる。また環境保全や防災機能を発揮している森林は、良好な自然景観を形成するとともに史跡の保護上も有効である。一方、自然的要素でも遺構の直上等にあって根系の生育が遺構に影響を与える恐れのある樹木や、過密な生育状況等によって倒木や土壌の流出を招きかねない樹林は、土地の保全上からも適正な管理が求められ、時によっては除去も必要となる場合がある。このように同じ樹木でも管理状況や立地状況等によってその取扱いが異なる。

社会的要素

社会的要素としては、民家等の建築物・工作物、道路・防災施設等の公共（土木）施設、史跡以外の文化活動に供するための展示・体験施設、売店や駐車場等の商業施設・便益的な施設などがある。これら施設については、地域の住民生活上は必要な施設であったり、史跡の見学上での利便性を提供するもの等も含まれるが、地上・地下遺構の保護や史跡としてふさわしい景観の形成に供するかどうかといった観点から、必要に応じて修景や将来的には撤去といった対応も検討すべきものも含まれる。

保存管理の主体

上記、その他の諸要素のうち、史跡整備関連施設は史跡の管理団体である佐渡市及び施設所有者・管理者が協力・連携して適切に保存管理していくべきものである。

その他自然的要素、社会的要素については、史跡にふさわしい適切な管理がなされるよう、佐渡市が土地所有者や施設所有・管理者、公共施設管理者等に協力・連携を求めている必要がある。

＜史跡佐渡金銀山遺跡の周辺環境を構成する諸要素＞

[P5-5 図5-2 B参照]

史跡の周辺環境を構成する諸要素には様々なものがみられるが、史跡の保存管理の上からその取扱いの方向性を、[5. 追加指定と周辺環境の保全] (P5-55参照) で示した。

なお、追加指定を予定している近代遺跡の大間地区については、以下2.3.4.の各節に含めて言及している。